

横断業務調整組織要領

横断業務調整組織要領（平成8年訓令第5号）の全部改正。

（目的）

第1条 この訓令は、横断的に調整を必要とする業務の処理体制を確立し、もって迅速かつ適切な業務処理によって事業を遂行することを目的とする。

（定義）

第2条 この訓令において「横断業務」とは、行政事業を執行する際に複数の部の3グループ以上との協議又は協力を必要とし、かつ、全庁的な情報共有や各部の視点からの確認が必要な業務をいう。

（横断組織）

第3条 横断業務は、他に定めるもののほか当該横断業務を主に所掌するグループの総括主幹等（以下「主務主幹」という。）及び当該横断業務に係るグループの総括主幹等（以下「協議主幹」という。）で構成する組織（以下「横断組織」という。）により処理する。

2 主務主幹は、責任をもって次に掲げる役割を担うものとする。

（1）外部及び横断組織との連絡調整を行う横断組織の総合窓口

（2）所掌業務の執行及び横断業務全体の進捗管理

3 協議主幹は、所掌する業務について主務主幹と協議するとともに、他の協議主幹と協議及び調整をし、責任をもって所掌業務の執行及び進捗管理を行う。

（横断業務調整会議の設置）

第4条 横断業務及び前条第1項に規定する横断組織の構成員を定めるため、横断業務調整会議（以下「調整会議」という。）を置く。

（組織）

第5条 調整会議は、別表に定める職にある者をもって組織する。

2 会長は、副市長をもって充て、調整会議を総括する。

3 副会長は、総務部長をもって充て、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときはその職務を代理する。

（会議）

第6条 調整会議の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

（調整会議の事務局）

第7条 調整会議の事務局は、総務部行政経営グループに置く。

（横断組織の会議）

第8条 横断組織の会議（以下、「横断会議」という。）は、主務主幹が当該会議の協議内容に応じて協議主幹を招集し開催する。

- 2 協議主幹は、所掌する事務について協議するため、主務主幹に対し横断会議の開催を要請することができる。
- 3 横断会議に係る会議録は、横断組織会議録（別記様式）により主務主幹が作成するものとする。ただし、前項の規定により協議主幹が横断会議の開催を要請したときは、当該協議主幹が作成するものとする。
- 4 前項の規定により横断組織会議録を作成した主務主幹又は協議主幹は、横断会議の結果を速やかに調整会議に報告するものとする。
- 5 調整会議は、前項の報告を受けたときは、必要に応じて横断組織に指示することができる。

（横断組織の庶務）

第9条 横断組織の庶務は、主務主幹の属するグループにおいて処理する。

附 則

この訓令は、平成28年9月1日から施行する。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

副市長
総務部長
市民生活部長
保健福祉部長
観光経済部長
都市整備部長
教育部長
消防長

別記様式（第8条関係）

横断組織会議録

横断業務名		
開催日時		年 月 日（ ） 時 分 ～ 時 分
開催場所		
出席者	主務主幹	
	協議主幹	
協議結果		件名
作成者		